

付  
十七

第三章 支部委員長委員會計の任期は六月以上普選

擧ぐ

第四章 本組合役員は總會に於て之を互選するを得

第五章 委員長及委員は各支部委員たるべし

各職權は徳義に依り判別するを要す

第六章程 權利義務

第七章 本組合員は九条に適用し特典を受け權利を有する

一 本組合に加入するは義務を課せらる

第八章 組合員總會は毎月一回之を行ふ但し運用事項生じたる

時ハ臨時總會を開くを得

附則

第九章 本會員の總會席上全會員三分之一以上出席